

令和6年度農作業標準賃金及び農作業賃金

令和6年度農作業標準賃金を下表のとおり定めました。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。
(一般農作業)

区 分	種 類	単 価	備 考	
賃 金	一 般 賃 金 (8時間)	最 高	—	
		最 低	7,176円	
耕 賃 (10a当たり)	耕 起 ・ 耕 転 の み		7,200円	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、 県最低賃金の額と同一とする。
	深 耕 (プ ラ ウ)		7,200円	
	プ ラ ソ イ ラ ー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	水田・畑
		露 地	6,200円	
	化 学 肥 料 散 布		3,000円	全面散布 肥料代含まず
	代 か き の み		9,000円	水田のみ
	耕 起 から 代 か き		16,500円	
機 械 田 植 え		8,500円		
耕 起 から 田 植 え		24,500円		
刈 取 (10a当たり)	水 稻		8,200円	ヒモ代込み・悪条件の場合は割増
脱 穀 (10a当たり)	水 稻	ハーベ スター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	33,000円	刈り取りから籾乾燥まで ・悪条件の場合は割増
籾乾燥 (10a当たり)	水 稻		15,400円	
その他作 業	薬 剤 散 布 (10a 当 たり)	粉 剤	2,600円	農薬代含まず
		液 剤	3,100円	
	畦 畔 作 業		55円	1m当たり